

## 第2次牧之原市立図書館基本計画（案）

市章  
イラストなど

令和 年 月

牧之原市教育委員会

はじめに

### 牧之原市立図書館のあゆみ

牧之原市立図書館は、昭和 61 年（1986 年）に開館した相良町立図書館と昭和 54 年（1979 年）に開館した榛原文化センター図書室を引き継ぐ形で、平成 17 年（2005 年）、相良町と榛原町の合併に伴い条例設置されました。図書館の名称は「牧之原市立相良図書館」及び「牧之原市立榛原図書館」としました。また、移動図書館車「ひまわり号」も同じく平成 17 年から、牧之原市内での運行を開始しました。

相良図書館、榛原図書館は、地域の読書好きな住民に愛され運営してきましたが、床面積が小さくゆっくり読書を楽しめない、あるいは蔵書数が少なく探している本がすぐに手に取れない等の課題がありました。これらは静岡県内の公共図書館のサービス指標でも最低クラスの状況でした。

このような中、平成 21 年（2009 年）に「牧之原市立図書館あり方検討会」から「市民を元気にする図書館 7 つの提言」が市に提出されました。内容は「①独立した専門機関の図書館と専任職員の配置」「②学習・交流ができて、市民が自然に集う安らぎの図書館」など、図書館を充実させてほしいという市民の願いを現わしたものでした。

「7 つの提言」を受け、市では実現可能なところから充実に向け取り組んでいき、さらに検討を進めていくため平成 30 年（2018 年）に牧之原市図書館協議会を設置しました。図書館協議会での議論を重ね、令和元年（2019 年）に図書館機能拡充に向けた方針を示す「牧之原市立図書館基本計画」を策定しました。

この基本計画に基づき、相良図書館に代わって令和 3 年（2021 年）民間施設内に牧之原市立図書交流館（愛称いこっと）が開館しました。図書交流館は初年度来館者目標数の 5 万人を大きく上回る、11 万人を超える方が来館しました。続けて榛原図書館に代わる牧之原市立文化の森図書館（愛称「いろ葉」）が令和 6 年 4 月に開館します。

リニューアルした 2 つの図書館及び移動図書館車で、今まで以上に市民のくらしに役立ち、幸福や自己実現につながる図書館運営を目指します。

写真など

## 目次

### 第1章 計画の概要

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

### 第2章 図書館の現状と課題

- 1 図書館を取り巻く状況
  - (1) 社会環境の変化
  - (2) 図書館に関する国の動向
  - (3) 牧之原市の図書館に関する動向
- 2 図書館の現状及び特徴
  - (1) 図書交流館
  - (2) 文化の森図書館
  - (3) 移動図書館
- 3 図書館評価の検証と展望
  - (1) 図書館基本計画の検証
  - (2) 中長期的な展望

### 第3章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針

### 第4章 具体的な取り組み

- 1 管理運営
- 3 図書館サービス
- 4 計画の進行管理

### 各種資料

- 1 図書館及びステーションの位置
- 2 統計データ
- 3 図書館アンケート結果
- 4 図書館基本計画評価表
- 5 牧之原市立図書館資料収集方針及び選定に係る各基準

## 第1章 計画の概要

### 1 計画の目的

本市の図書館は「牧之原市立図書館基本計画」令和元年度（2019年度）から令和5年度（2024年度）に基づき、施設、サービス両面での図書館機能拡充を進めてきました。

計画期間の終了に伴い、この5年間の図書館の整備状況や運営について振り返り、現在の課題を明らかにした上で今後の取組について示すことを目的としています。また、図書館作りにあたっては、市民協働により推進します。

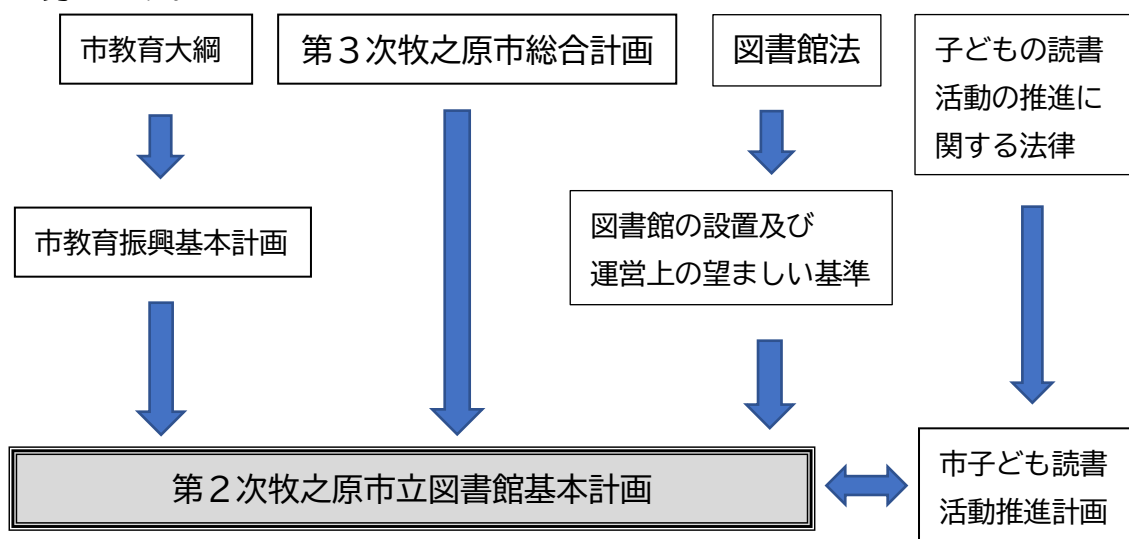
### 2 計画の位置付け

この計画は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年（2012年）文部科学省告示第172号）の「基本的運営方針及び事業計画」に位置付けられています。

また、「第3次牧之原市総合計画」（令和5年（2023年）策定）、「牧之原市教育大綱」、及び「牧之原市教育振興基本計画」（令和5年（2023年）策定）に基づき定め、「市子ども読書活動推進計画」（平成19年（2007年）策定）と連動して取り組みを進めます。

### 3 計画の期間

計画期間は令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間です。計画の進捗は年度ごとに図書館で点検・評価を行い、市図書館協議会に報告します。進捗の評価、意見は市教育委員会に諮り、市社会教育委員からも意見を聴取します。課題になった点があれば、次年度の施策の実施に反映させるよう努めます。



## 第2章 図書館の現状と課題

### 1 図書館を取り巻く状況

#### (1) 社会環境の変化と図書館

##### 『人口減少・少子高齢化』

人口減少は全国的な課題であり、本市においては平成7年（1995年）52,067人だった人口が令和5年（2023年）には43,284人になっています。これからさらに縮小していくコミュニティでの、図書館のあり方を問われています。

また、本市の高齢化率は令和5年度で30%を超えており、令和22年度には40%まで増加することが予測されています。我が国は世界一健康寿命が長い長寿社会です。今後さらに健康寿命が延びることが期待され、人生100年時代といわれる中、生きがいを感じながら心豊かに充実して過ごすために自ら学んでいくことが重要で、図書館はその生涯学習の拠点となります。

##### 『SDGs達成への取組』

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成27年（2015年）に国連で採択されました。2030年までに貧困や飢餓、教育の普及、ジェンダー平等、エネルギー問題や気候変動など、世界の持続可能な発展に向けた17の目標があります。図書館においても推進に向けた取り組み及び利用者への啓発活動を実施します。

##### 『DXとSociety5.0』

DX（Digital Transformation）とは、新しいデジタル技術の導入や既存システムの改善を通じて、業務プロセスや事業モデルを効率化することです。

Society5.0は次世代社会のビジョンで、人口知能、IoT（Internet of Things）やビッグデータなどの最新テクノロジーを活用し、社会課題を解決することを目的としています。図書館では、郷土資料のデジタルアーカイブ化、各種手続きの電子申請化、蔵書点検の自動化など、サービス向上や業務改善につながる活用方法があるため、今後の動きを注視していく必要があります。

また、近年電子書籍の普及が進んでおり、図書館においても電子書籍の貸出サービスを行う自治体が増えつつあります。

##### 『ダイバーシティとインクルージョン』

ダイバーシティ（diversity）とは、多様性を表す言葉で、国籍、文化、能力、性的指向や価値観など違いを持った人々が共存することを指します。

インクルージョン（inclusion）は、多様な人々が互いの個性を受け入れ尊重

し、相互に機能している社会的な環境を意味しています。図書館では関連する資料の特集展示を行うなど、理解を深める活動を進めています。

#### 『新型コロナウイルス感染症の拡大』

令和2年(2020年)、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、不要不急の外出を控えるなど、行動制限をとる日常の変化は社会に大きな影響を与えました。現在は新型コロナウイルス感染症の流行のピークは過ぎているものの、コロナ禍で得た教訓を後世に残すため図書館で記録を保存するとともに、新たな感染症の脅威に備えなければいけません。

#### 『格差と貧困』

OECDが公表する日本の相対的貧困率は令和3年(2021年)の実績で15.4%であり、先進国で最悪の数字となりました。貧困家庭の子どもはやがて自身が親となった時に所得が低くなることが多く、格差の固定化といわれます。

図書館は、国民の教育を受ける権利を保障するため無料で利用ができ、知識の面で格差是正につながることを期待できる一方、低所得者層の図書館利用が少ないという研究結果もあることから、図書館未利用者の来館を促す方策を検討する必要があります。

写真など

## (2) 図書館に関する国や県等の動向

### 『IFLA-UNESCO 公共図書館宣言』(令和4年(2022年)7月)

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が公共図書館宣言を初めて出したのは1949年のことで、公共図書館の役割や目的、運営の原則について示されました。この宣言は1972年、1994年、2022年に改定され、「公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である。」ということを示明しており、本市においてもこの考えを尊重して運営を行います。

### 『読書バリアフリー法』(令和元年(2019年)6月)

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」といい、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字、活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。図書館では大活字本、点字図書、LLブック、録音図書など多様な媒体での資料提供が可能であり、すべての人に提供できるよう拡充に努めていきます。

### 『第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』(令和5年3月)

### 『第三次静岡県子ども読書活動推進計画後期計画』(令和4年3月)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が基本的な計画を定めています。静岡県が定める計画については県内市町の計画の指針となるもので、本市の計画改定においても参考となります。

## (3) 牧之原市の図書館に関する計画

### 『第3次牧之原市総合計画』(令和5年3月)

この計画の重点戦略・プロジェクトのひとつである「富士山型ネットワークの充実」の中で、図書館は既存市街地・沿岸部の活性化等の役割について期待されています。また、図書館には行政各課が行う施策を加速させる機能があり、行政間連携や市民への発信を求められています。

### 『牧之原市教育振興基本計画』(令和5年4月)

本市では「こころざしを持ち 夢ある人づくり」を基本理念とし、すべての人がこころざしを持ち、自らの夢を実現でき、幸せを実感できる教育の実現を目指しています。図書館においては「生きる力を育み、人生を豊かにする読書活動を推進する。」ことを目標しており、ソフト面を含む施策の実施を求められています。

## 2 図書館の現状

### (1) 各館の特長

#### 図書館交流館

旧相良町の中心市街地から近い、「ミルキーウェイスクエア」内に図書館交流館はあり、官民連携の施設として運営しています。施設付近には国道 473 号相良バイパス大沢インターがあり、車でのアクセスがしやすく、相良庁舎や小中高などの学校が 1 km 以内に位置する立地でもあります。

また、民間のスーパーマーケット、飲食、物販、サービス店等や、公共の子育て支援施設、公園が集積していることで、利用者は本を借りて帰る、買い物をして帰る、など目的を達したら帰宅するのではなく、近隣の施設を相互利用することにより、楽しく滞在して過ごせるエリアとなりました。これら滞在型の機能を活かしながら、図書館サービスを提供しています。



写真など



### 文化の森図書館（仮）

旧榛原町の中心市街地の中に立地する「榛原文化センター」の中にある図書館です。同じ敷地内に市役所、隣接して小学校がある地域でもあります。

榛原文化センターでは生涯学習活動の講座やセミナー等が活発に行われています。図書館はこれらの文化的な活動を支える機能が期待されています。

また、市役所と隣接した特性を活かし、図書館による行政連携を推進することで、市民生活がより豊かに、便利になることを目指していきます。

写真など

### 移動図書館「ひまわり号」

図書館から遠方の市民に読書サービスを届けるため、市内 31 ステーションを、巡回しています。市内小学校に対しては9校すべてを巡回し、子どもたちからも好評です。巡回先については、利用状況の分析や地域の要望等を考慮し、必要に応じて変更することを検討します。

写真など

### 3 図書館基本計画の検証と展望

#### (1) 図書館基本計画（令和元年から5年度）の検証

図書館基本計画（令和元年）で、基本理念の「ささえ つくり つなぐ 牧之原市の図書館」を実現するため、基本方針「くらしを支える専門サービス」「であいを創る交流・憩いの場」「あなたと図書館をつなぐネットワーク」を示し、図書館のハード・ソフト両面の機能を拡充することを目指しました。

3つの基本方針を23の取り組みに細分化し、各施策について年度ごと実施状況の自己点検を行い、施策の推進に努めました。令和5年6月には図書館協議会の外部評価（※巻末資料4）を実施し、本市図書館の強み、弱みが明らかとなりました。この外部評価を踏まえ、強み（評価できる点）を活かし、弱み（課題となる点）を改善する取り組みを強化していきます。

#### 評価できる点

- ・講座やイベントを多数開催し、来館につながっている。
- ・交流スペース、学習室をすみわけし、多様なニーズに対応している。
- ・地域の読み聞かせボランティア、館内の図書館サポーターとの協働。
- ・図書館オンラインシステムやセルフ貸出機導入による利便性向上。

#### 課題となる点

- ・安定した資料費の確保と、先を見越した蔵書計画が見えない。
- ・「子ども読書活動推進計画」に基づいた児童サービスを行えていない。
- ・ボランティアスペースや事務スペースが十分に確保されていないこと。
- ・専任館長の配置を含む人員体制を確保すること。
- ・レファレンス等、図書館ができることを市民に周知すること。

#### (2) 中長期的な展望

令和2年度の図書交流館、令和5年度の文化の森図書館（仮）は既存施設を活用したりリノベーションによる機能の拡充を図り、新設の図書館を建てるよりも費用を大幅に削減できる効果がありました。一方で、建設から40年程度経過している建物であるため、今後施設の長寿命化や移転を検討する必要があります。

また、本市では現在、相良・榛原にそれぞれ義務教育学校を整備する計画を進めています。学校の再編や今後のまちづくりの方向性により、地域住民の居住エリアや交通網等についても配慮しながら図書館施設のあり方について検討していきます。

## 第3章 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

本市では、効果的かつ充実した図書館サービスを提供することを目的とし、「牧之原市立図書館基本計画」（令和元年（2019年））を策定しました。基本理念とした「ささえ つくり つなぐ 牧之原市の図書館」は、図書館が市民のくらしを支え、居場所としてであいをつくり、すべての人とつながっていくことを目指し、図書館のあるべきビジョンとして示したものです。

この基本理念は、施設整備の整った令和6年度以降さらに発揮されるものであり、本基本計画においてもこの理念を引き継ぎ、さらに充実を図っていきます。

### 基本理念

## 『 ささえ つくり つなぐ 牧之原市の図書館 』

### 2 基本方針

#### (1) くらしを支える専門サービス

- ・市民が求める資料・情報を収集・保存・提供します
- ・市民の「知りたい」に専門職員がこたえます
- ・子どもの読書を推進し、生涯にわたる読書活動を支えます

#### (2) であいを創る交流・憩いの場

- ・新しい人や資料と出会える場を提供します
- ・すべての人にとって、居心地のよい空間をつくります
- ・講座やイベントを行い、人や情報と出会う機会をつくります

#### (3) あなたと図書館をつなぐネットワーク

- ・本の魅力や図書館の情報を多くの人に発信します
- ・デジタル機器を活用して便利に図書館を使えるようにします
- ・市民協働による、持続的に発展する図書館づくりを目指します

## 第4章 具体的な取り組み

図書館の機能をより拡充し、基本理念、基本方針を達成するため、管理運営、図書館サービスについて、以下の取り組みを行います。

### 1 管理運営

#### (1) 専門的サービスを保障する人員体制の確保

安定した図書館サービスを提供できるよう、司書資格を有する職員を確保します。また、図書館法第13条2に「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。」とあるように、図書館長の職務は図書館サービス提供の質に直結するため、専任館長を配置できるよう努めます。

#### (2) 職員研修の実施

窓口でのレファレンス対応や、資料の装備・登録など、職員のスキルと図書館サービスの質は密接な関係があります。第3金曜日の図書整理日を活用した全体研修や、県立中央図書館が行う図書館研修に積極的に参加し、職員のスキルアップに努めます。

#### (3) 利用しやすい開館時間・開館日

開館時間は、学生や仕事帰りの社会人、生涯学習活動での図書館利用に対応できるよう努めます。また、多くの市民が利用しやすいよう、土日、祝日の開館を継続します。

#### (4) 市民協働の図書館づくり

読書推進活動に係る市民団体「よも一ね！マキノハラ」との連携など、読み聞かせや図書館運営を支えるボランティア「図書館サポーター」とともに図書館づくりを進めていきます。取り組みにあたっては、市民の意見を聞き、図書館運営に反映させるよう努めます。

#### (5) 官民で連携した取り組みの実施

民間の持つノウハウや資源を活用したイベントを企画するなど、官民で連携した取り組みを行ないます。また、雑誌スポンサー制度の活用など、図書館を場として民間企業等の情報発信を行ないます。

#### (6) ICT機器の活用

本市の図書館では図書館オンラインシステムにより、図書館HPから蔵書検索や資料の予約が可能です。また、ICタグを活用したセルフ貸出機を導入し、利用者の待ち時間の短縮とプライバシーの保護をしています。デジタル技術は日々進歩しており、マイナンバーカードでの貸出など市民サービス向上の先進事例等を研究しながら、既存機器の適切な維持管理と更新に努めます。

#### (7) 多様な情報発信

本の魅力や図書館サービスを伝えるために「広報まきのほら」に毎月新着図書の情報や図書館イベントのお知らせ等を掲載します。また、図書館HPや市公式LINE等を活用し随時図書館イベント等の情報を周知していきます。さらに、図書館未利用者に情報を届けるため、SNSの活用等、新たな方法を検討します。

#### (8) 交流・学びの場の提供

図書館は本を借りるだけでなく、居心地のよい空間を提供し、そこに人が集い、交流する機能があります。自らの知識と図書館の情報、さらに人との出会いや交流により、新たな学びや体験が生まれるきっかけとなります。図書館はこのような交流や学びが生まれる広場となるよう努めます。

写真など

## 2 図書館サービス

### (1) 資料を継続的な収集

市民の知る自由を保障するため、継続的に資料を収集します。収集に当たっては「牧之原市立図書館資料収集方針」（※巻末資料5）に基づき実施し、図書、新聞、雑誌等、多様な情報の収集・保存に努めます。蔵書数は市立図書館全体で10万冊以上を維持し、古い資料の除籍、新鮮な資料の提供に努めます。

また、市民からの寄贈や、企業等からの雑誌スポンサーを積極的に取り入れ、蔵書の拡充に努めます。

### (2) 郷土資料の網羅的な収集

牧之原市の文化や歴史を知ることができる資料は、過去、現在、未来をつなぎ、地域への理解、愛着を深めるため大切にしていきます。郷土資料は図書だけでなく、チラシやパンフレットなど、様々な媒体で網羅的な収集に努めます。

### (3) レファレンスサービスの実施

市民の知りたいというニーズに対し、適切な本や情報と結ぶレファレンスサービスを行なっていきます。また、調べ方講座等を実施し、図書館資料を活用して自身で情報を見つける支援を行ないます。

### (4) 多様性と包摂の推進

すべての人にとって身近な図書館とするため、障害や国籍等により図書館が使いづらい方を支援します。読みやすい資料や読書補助器具の提供、あるいはそうした人への理解が深まる資料を整えていくよう努めます。施設面では、ユニバーサルデザインのつくりとし、サインはピクトグラムを活用します。また、利用案内パンフレットをやさしい日本語や多言語で提供できるよう努めます。

### (5) 生涯学習との連携

「まきのはら塾」など、生涯学習活動を支援する資料の提供を行ないます。また、活動の成果を図書館来館者にお知らせできる場の提供や努めます。

### (6) 子ども読書の推進

子どもが読書に親しみ、生涯にわたって本とともに歩んでいける土台ができるよう、児童書の充実を図ります。また、図書館は子どもが安心して読書が楽しめる場となるよう、安全に配慮します。また、保護者に向けて子育てに役立つ図書を提供し、子育てしやすい社会作りに貢献します。本計画と連動して「市子ども読書活動推進計画」の改訂を図り、施策に反映します。

#### (7) 企業や地域ビジネスに役立つ情報の提供

ビジネス活動において必要な情報は、事業計画やマネジメントの在り方、販売先や調達先等の取引先との連携、組織管理や人材育成等多種多様な情報を必要とします。図書館がハブとなり、必要な資料や地域の専門機関、行政機関等と結ぶことで、情報アクセス弱者である個人や中小企業を支援します。

#### (8) 学校との連携強化

学校の調べ学習を支援するため、学校向け団体貸出しを実施します。また、市内小中学校の学校司書連絡会に司書を派遣し、学校司書と資料や運営について情報交換を行い、学校図書館との連携を深めます。

図書館への理解を深め、利用を促進するため、小学校の図書館見学や中学生以上の職業体験等を積極的に受け入れします。

#### (9) 市の施策との連携

図書館では行政資料も郷土資料のひとつとして収集をしていきます。利用者のくらしに役立つよう、過去の資料を含め一元的に閲覧できるように努めます。また、図書館は人の集う施設であり、市の施策と連携したイベントや図書館資料の展示を実施します。

#### (10) 移動図書館「ひまわり号」の巡回

図書館遠隔地域に読書サービスを届けるため、ひまわり号の運行を行ないません。巡回するステーション(※巻末資料1)は利用状況や地域の要望等を踏まえ、巡回先の変更を含め検討します。また、子どもの読書を支えるため、市内小学校全校への巡回を継続します。

#### (11) 各種講座、イベントの実施

資料への理解を深めたり、新しい発見をする、あるいは体験できるようなイベントを企画し、図書館未利用者を含む多くの人々の参加を促します。また、くらしに役立つ知識や、本の魅力を伝える講座等を実施します。

#### (12) 魅力ある企画展示の実施

図書館資料に対する理解を深め、読書への関心を高めることを目的として、月ごとの企画展示を実施します。展示のテーマを決める際には特定の分野に偏ることがないように、多様な企画を設定し、利用者が新たな発見をする機会を提供します。

### 3 計画の進行管理

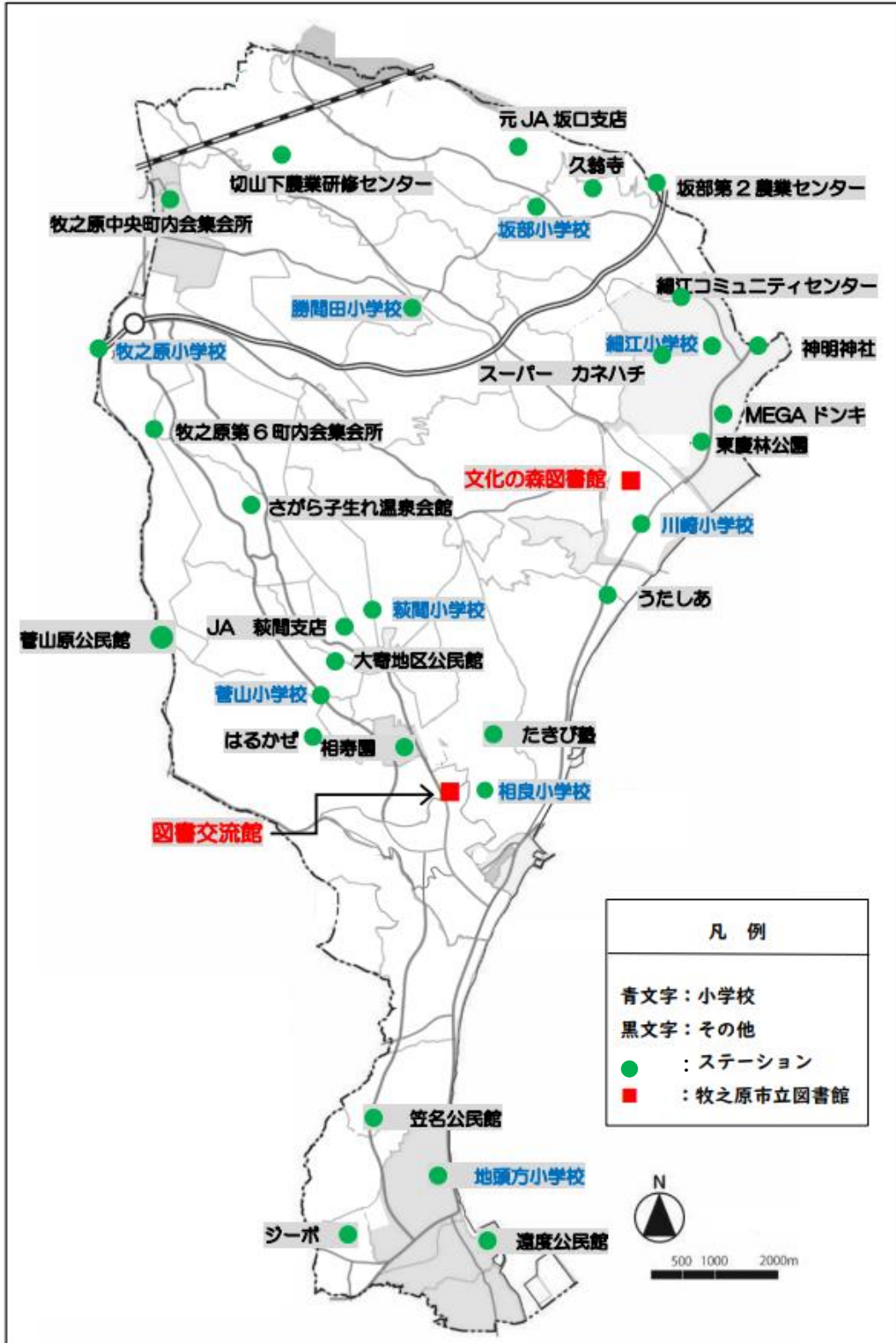
本計画の進捗について、図書館が施策の実施状況を点検し、図書館協議会で意見の聴取・評価をします。出された意見は実施に反映するよう努め、その内容は社会教育委員会議、教育委員会に報告し、図書館HPなどで市民に公表します。

写真など



# 各種資料

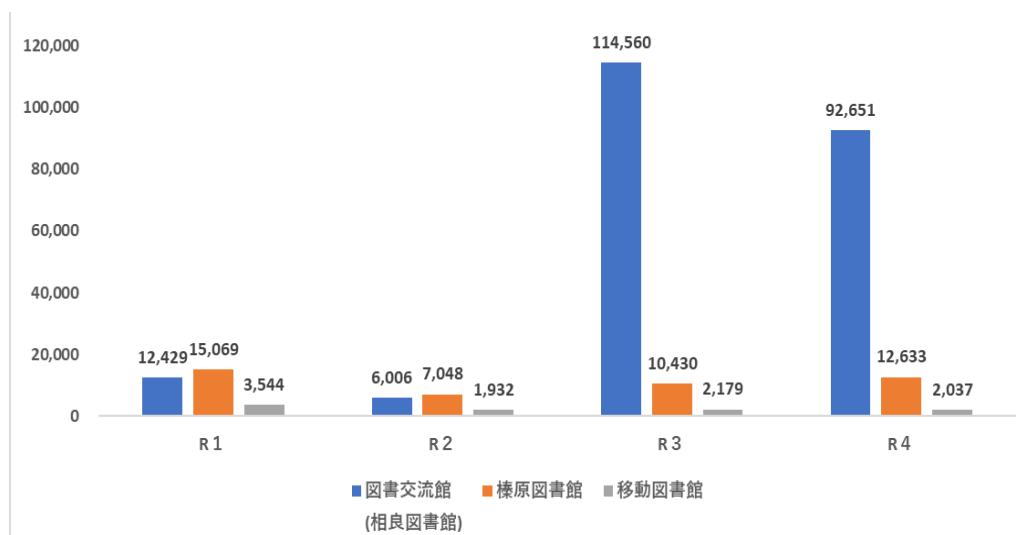
## 1 図書館及び移動図書館ステーションの位置



## 2 統計データ 令和元年度から4年度までの各種統計

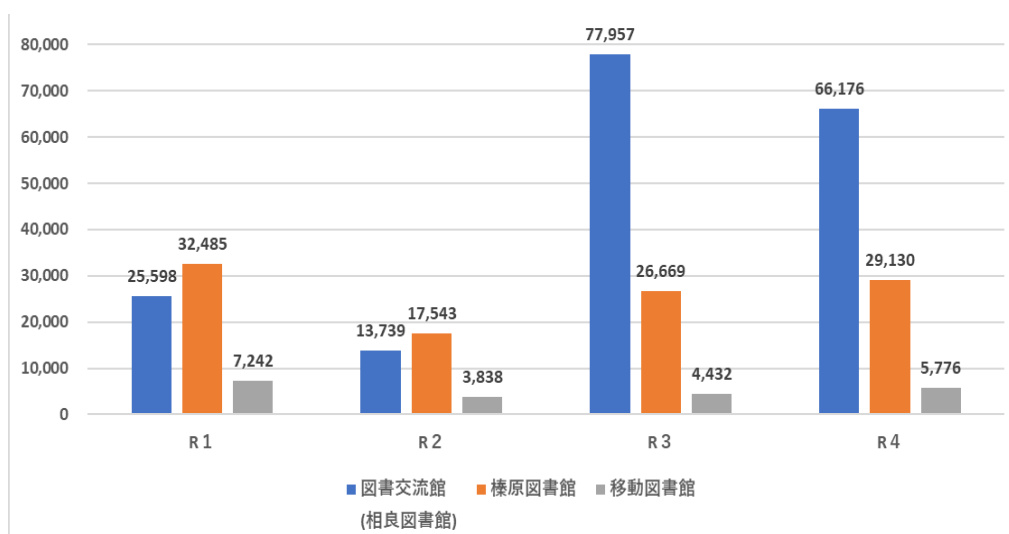
### (1) 来館者数

来館者数 (人)		R 1	R 2	R 3	R 4
	図書交流館 (相良図書館)	12,429	6,006	114,560	92,651
	榛原図書館	15,069	7,048	10,430	12,633
	移動図書館	3,544	1,932	2,179	2,037



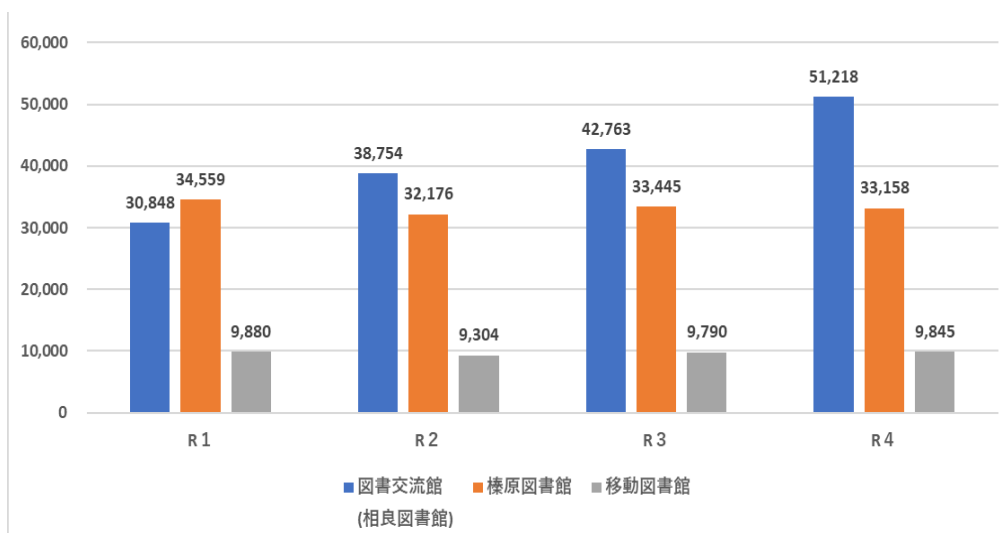
### (2) 貸出数

貸出数 (冊)		R 1	R 2	R 3	R 4
	図書交流館 (相良図書館)	25,598	13,739	77,957	66,176
	榛原図書館	32,485	17,543	26,669	29,130
	移動図書館	7,242	3,838	4,432	5,776



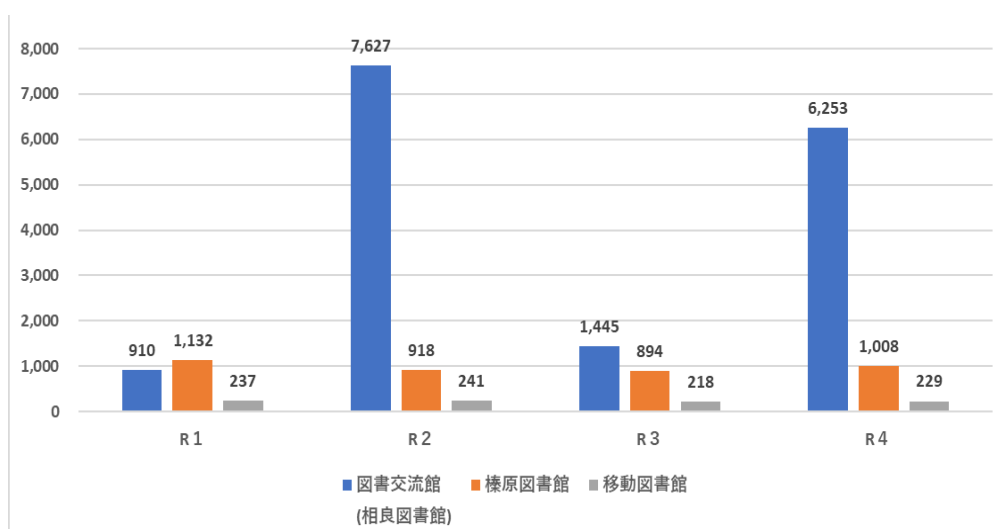
### (3) 蔵書数

蔵書数 (冊)		R1	R2	R3	R4
	図書交流館 (相良図書館)	30,848	38,754	42,763	51,218
	榛原図書館	34,559	32,176	33,445	33,158
	移動図書館	9,880	9,304	9,790	9,845



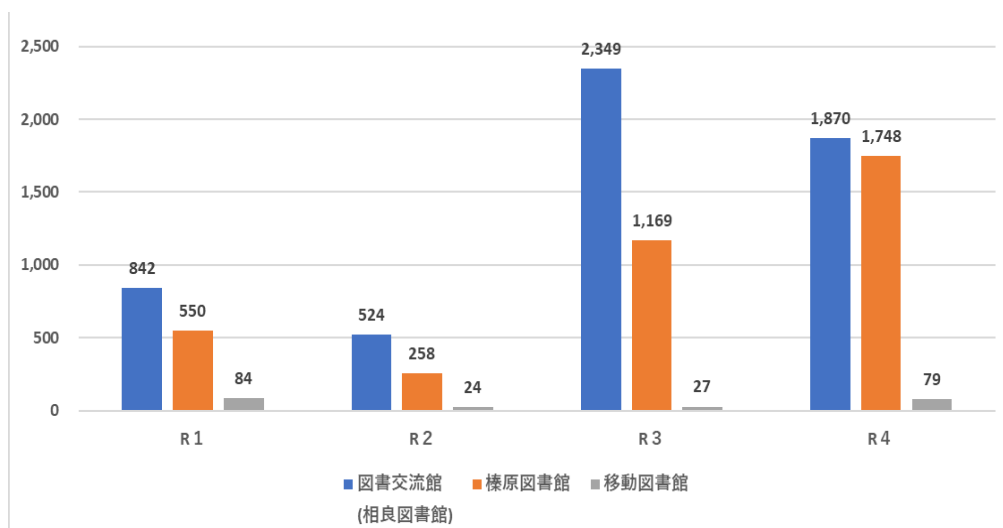
### (4) 図書購入数

図書購入数 (冊)		R1	R2	R3	R4
	図書交流館 (相良図書館)	910	7,627	1,445	6,253
	榛原図書館	1,132	918	894	1,008
	移動図書館	237	241	218	229



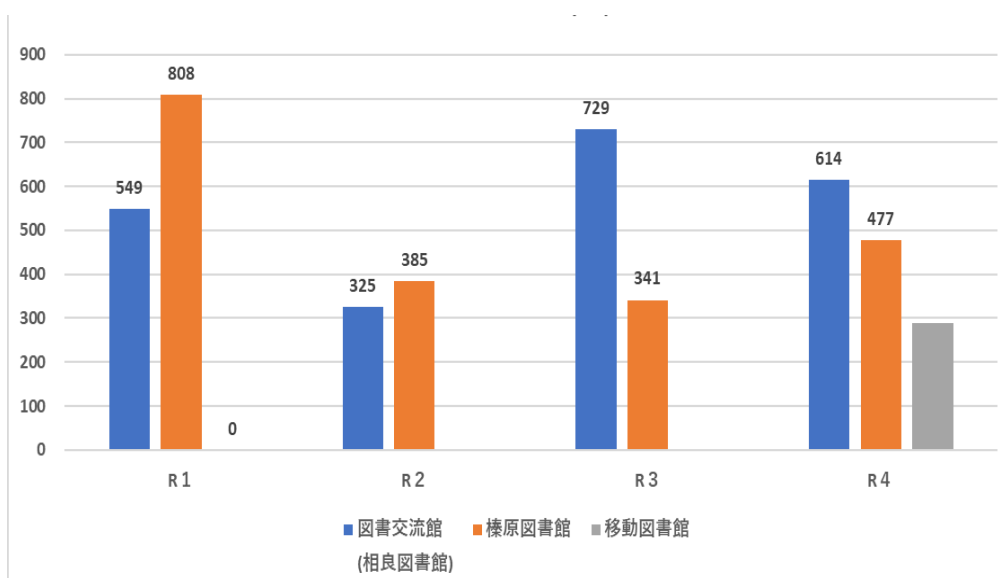
### (5) 予約・リクエスト数

予約・リクエスト (件)		R 1	R 2	R 3	R 4
	図書交流館 (相良図書館)	842	524	2,349	1,870
	榛原図書館	550	258	1,169	1,748
	移動図書館	84	24	27	79



### (6) レファレンス数

レファレンス (件)		R 1	R 2	R 3	R 4
	図書交流館 (相良図書館)	549	325	729	614
	榛原図書館	808	385	341	477
	移動図書館	—	—	—	289



### 3 図書館アンケート結果

#### (1) アンケートの概要

##### 目的

市図書館基本計画の改訂及び令和6年度再開する榛原図書館の運営方針の参考とするため。

**期間** 令和5年4月の1カ月間及び高校生向けに6月の1週間

**対象** 牧之原市民及び牧之原市立図書館利用者

##### 調査方法

アンケート用紙の記入及びWeb（インターネットフォーム）での回答してもらう。また市内にある相良高校、榛原高校には、学校を通して生徒へ周知。

**回答数** 紙：325件 Web：633件 計：958件

#### (2) アンケート結果

##### 設問1 住んでいる地域

・榛原地区、相良地区ともにほぼ同数。約15%は市外在住者だった。

##### 設問2 年齢

・別途子ども向けアンケートを取ったため、12歳以下の回答数が少ない。

##### 設問3 図書館の利用頻度

・「月に1～2回利用する」と回答した者が44%と一番多い一方、「ほとんど利用しない」が20%いた。

##### 設問3-1 図書館の来館目的

・「本を借りるため」が70%と、本に対するニーズが高いことがわかる。

##### 設問3-2 図書館に行かない理由

・「忙しくて行けない」(46件)、「本を読まないから」(36件)、「インターネット等で情報を得ている」(33件)の順に多く、図書館の多様な機能の周知が必要。

##### 設問4 図書館司書(職員)に求めるもの

・「レファレンス」(303件)、「条件にあった本の提供」(242件)がスキル面での期待と「親切丁寧な対応」(461件)と接遇面での要望が多い。

##### 設問5 充実して欲しい資料

・「一般図書」(539件)、「児童図書」(356件)と、基本的な資料を望む声が多い。  
・「電子書籍」(30件)について求める声は多くなかった。

##### 設問6 図書館の開館日及び開館時間

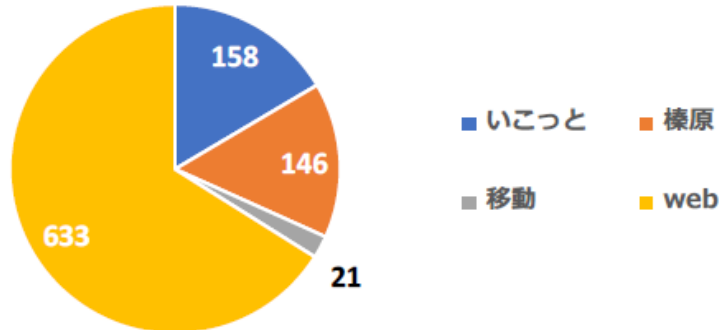
・開館日、開館時間ともに「今のままでよい」という意見が一番多かった。

##### 設問7 牧之原市の図書館に望むこと

・「新しい本・多くの本があること」(516件)、「調べものに必要な本が充実していること」(263件)が特に多く、資料の充実が望まれている。

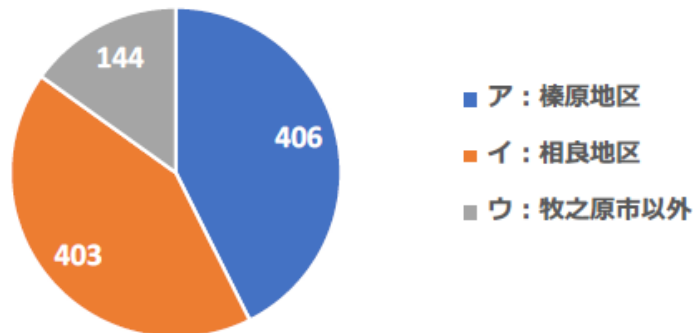
・アンケート回答人数 (いこっと・榛原・移動図書館は紙での回答数です)

アンケート回答人数	いこっと	榛原	移動	web	計
	158	146	21	633	958



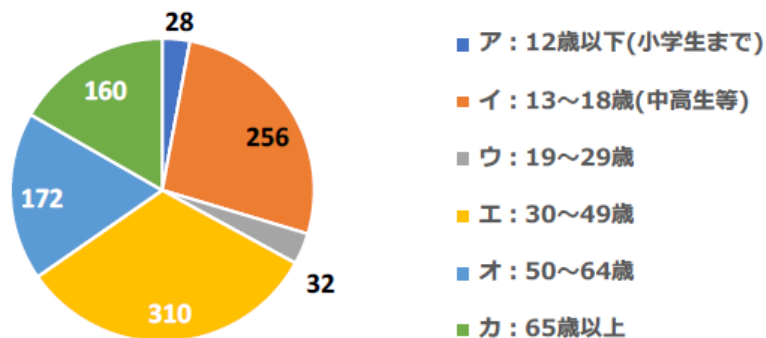
1. お住まいを教えてください

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:榛原地区	30	123	5	248	406
イ:相良地区	106	11	15	271	403
ウ:牧之原市以外	18	11	1	114	144
計	154	145	21	633	953



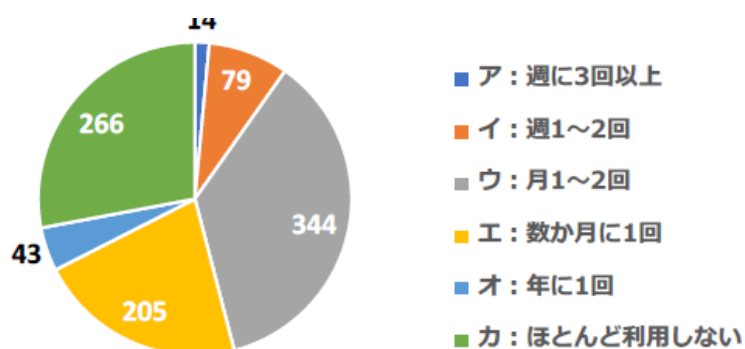
2. 年齢を教えてください

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:12歳以下(小学生まで)	5	8	2	13	28
イ:13~18歳(中高生等)	5	3	0	248	256
ウ:19~29歳	6	1	0	25	32
エ:30~49歳	61	49	0	200	310
オ:50~64歳	31	33	3	105	172
カ:65歳以上	50	52	16	42	160
計	158	146	21	633	958



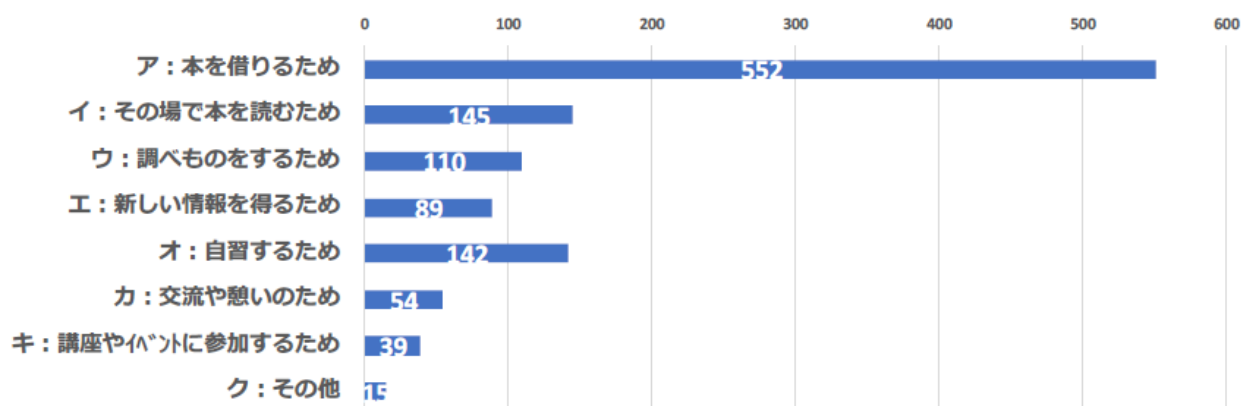
3.どのくらい図書館を利用していますか。

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:週に3回以上	5	2	0	7	14
イ:週1~2回	34	17	0	28	79
ウ:月1~2回	85	85	12	162	344
エ:数か月に1回	25	23	5	152	205
オ:年に1回	0	2	0	41	43
カ:ほとんど利用しない	6	13	4	243	266
計	155	142	21	633	951



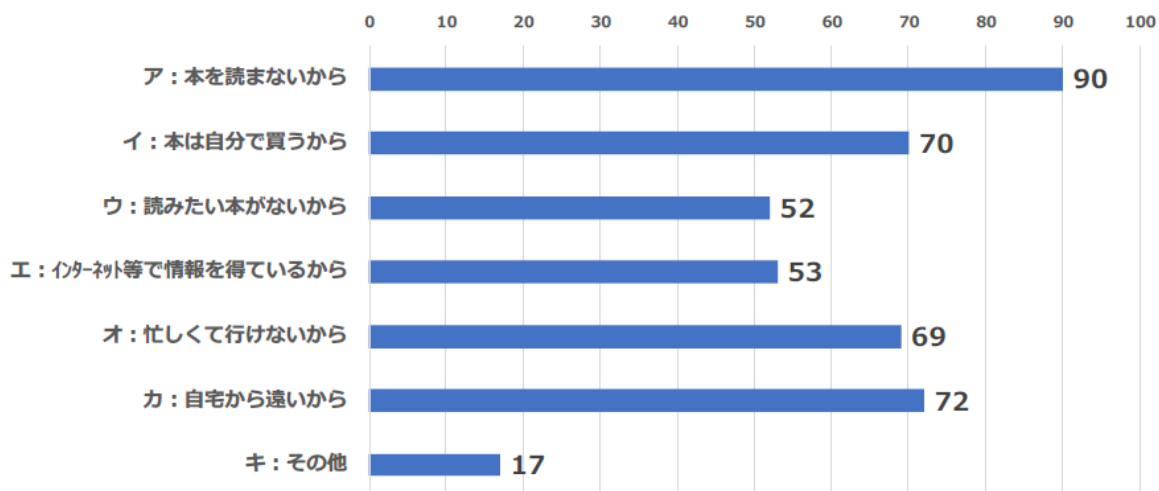
3-1 質問3でア~オと答えた方にお聞きます。どんな目的で図書館を利用していますか。(いくつでも)

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:本を借りるため	137	123	15	277	552
イ:その場で本を読むため	35	10	2	98	145
ウ:調べものをするため	21	18	3	68	110
エ:新しい情報を得るため	24	20	1	44	89
オ:自習するため	16	3	1	122	142
カ:交流や憩いのため	10	1	0	43	54
キ:講座やイベントに参加するため	13	2	2	22	39
ク:その他	3	2	0	10	15
計	259	179	24	684	1146



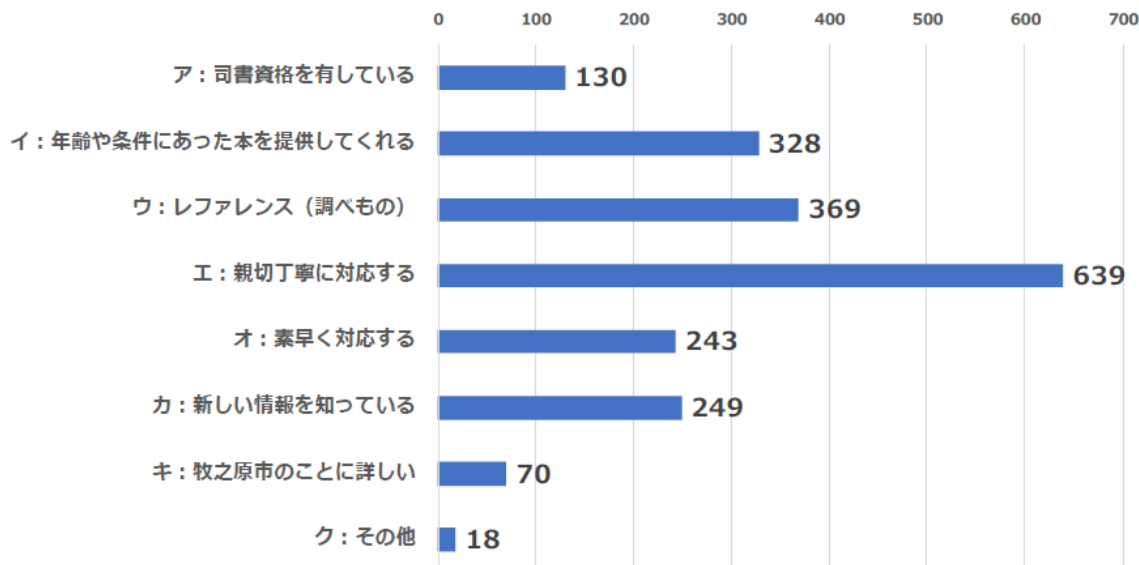
3-2 質問3でカと答えた方(図書館を利用しない方)にお聞きます。図書館を利用しない理由を教えてください。(いくつでも)

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:本を読まないから	1	2	0	87	90
イ:本は自分で買うから	1	5	0	64	70
ウ:読みたい本がないから	0	0	0	52	52
エ:インターネット等で情報を得ているから	1	2	0	50	53
オ:忙しくて行けないから	2	2	1	64	69
カ:自宅から遠いから	0	3	2	67	72
キ:その他	0	3	1	13	17
未回答				2	
計	5	17	4	399	425



4 図書館司書(職員)に求めるものを教えてください。(3つまで)

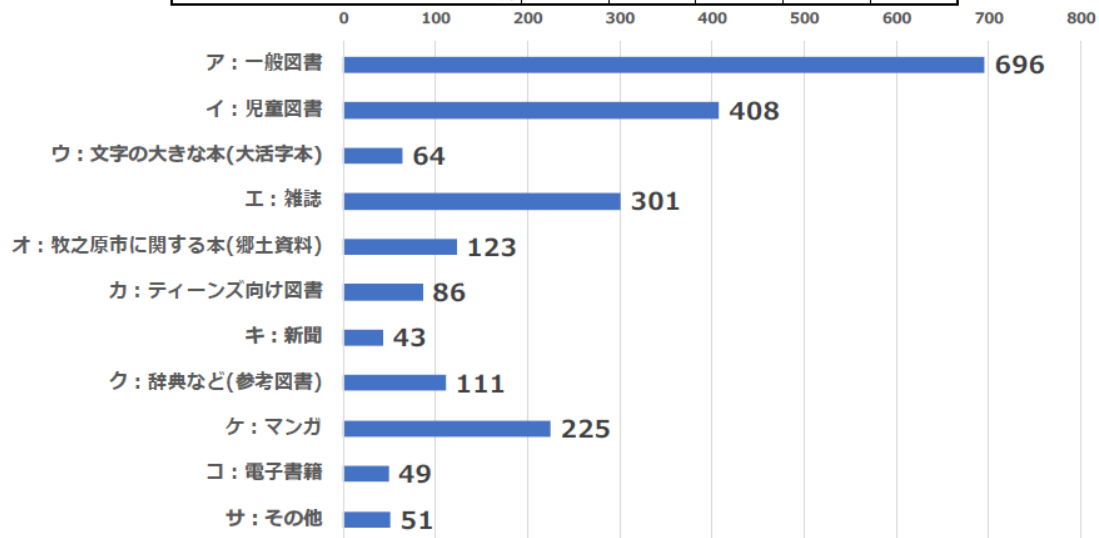
	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:司書資格を有している	8	13	0	109	130
イ:年齢や条件にあった本を提供してくれる	52	51	10	215	328
ウ:レファレンス(調べもの)	68	61	7	233	369
エ:親切丁寧に対応する	90	95	6	448	639
オ:素早く対応する	33	15	5	190	243
カ:新しい情報を知っている	42	32	3	172	249
キ:牧之原市のことに詳しい	15	10	1	44	70
ク:その他	4	2	1	11	18
計	312	279	33	1422	2046





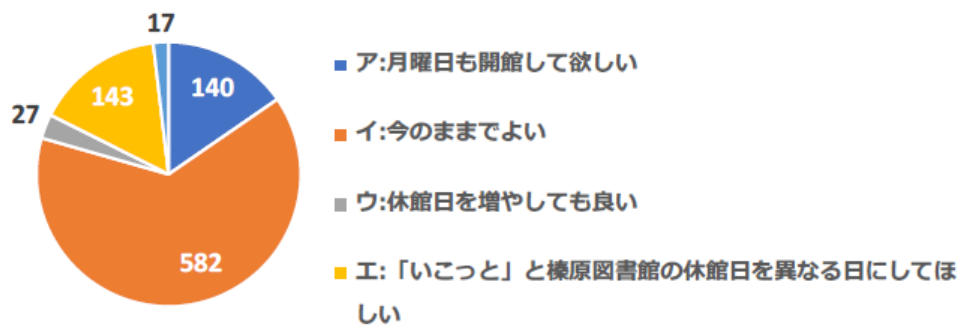
5 どんな資料が充実しているとよいと思いますか。(3つまで)

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:一般図書	115	113	14	454	696
イ:児童図書	62	76	7	263	408
ウ:文字の大きな本(大活字本)	10	13	9	32	64
エ:雑誌	68	26	3	204	301
オ:牧之原市に関する本(郷土資料)	16	14	3	90	123
カ:ティーンズ向け図書	7	13	0	66	86
キ:新聞	2	7	0	34	43
ク:辞典など(参考図書)	12	6	2	91	111
ケ:マンガ	29	15	0	181	225
コ:電子書籍	2	1	0	46	49
サ:その他	15	6	0	30	51
計	338	290	38	1491	2157



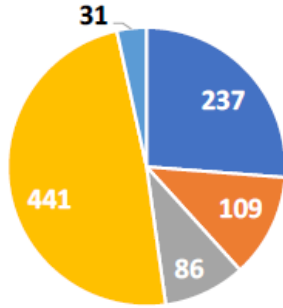
6-1 開館日・休館日について

	いこっと	榛原	移動	web	計
ア:月曜日も開館して欲しい	24	8	1	107	140
イ:今のままでよい	102	101	10	369	582
ウ:休館日を増やしても良い	1	4	0	22	27
エ:「いこっと」と榛原図書館の休館日を異なる日にしてほしい	8	13	1	121	143
オ:その他	2	1	0	14	17
計	137	127	12	633	909



6-2 開館時間について

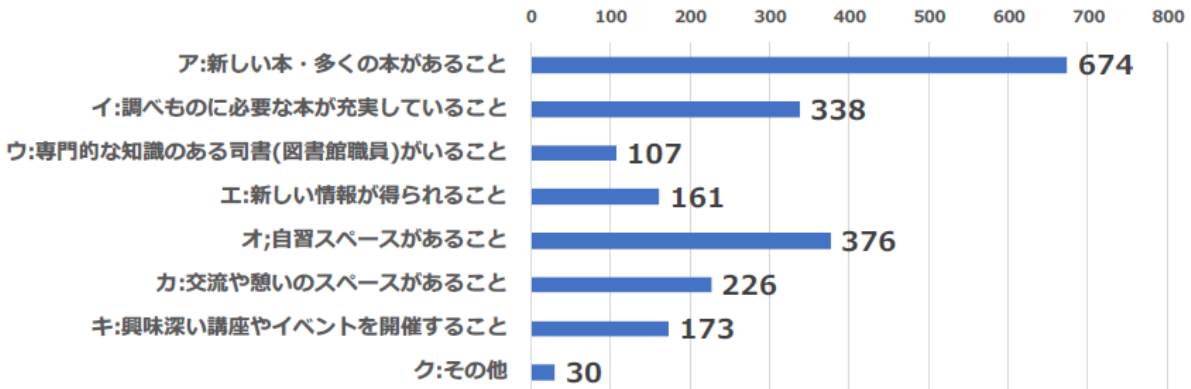
	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:「いこつと」も9:00から開館して欲しい	59	35	3	140	237
イ:榛原図書館も平日は19:00まで開館してほしい	7	16	0	86	109
ウ:どちらの図書館も同じ開館時間にしてほしい	5	4	1	76	86
エ:今のままでよい	61	70	6	304	441
オ:その他	2	2	0	27	31
計	134	127	10	633	904



- ア:「いこつと」も9:00から開館して欲しい
- イ:榛原図書館も平日は19:00まで開館してほしい
- ウ:どちらの図書館も同じ開館時間にしてほしい
- エ:今のままでよい
- オ:その他

7 牧之原市の図書館に望むことを教えてください。(3つまで)

	いこつと	榛原	移動	web	計
ア:新しい本・多くの本があること	111	110	7	446	674
イ:調べものに必要な本が充実していること	38	40	5	255	338
ウ:専門的な知識のある司書(図書館職員)がいること	9	13	0	85	107
エ:新しい情報が得られること	27	27	2	105	161
オ:自習スペースがあること	23	34	0	319	376
カ:交流や憩いのスペースがあること	30	22	4	170	226
キ:興味深い講座やイベントを開催すること	44	24	4	101	173
ク:その他	3	3	0	24	30
計	285	273	22	1505	2085



#### 4 図書館基本計画評価表

表示再考

##### (1) くらしを支える専門サービス

A 計画通り実施した B 概ね計画通り実施した  
C 不十分であった D 未実施

No.	基本計画	目標	実施状況
	自己評価	外部評価	外部評価コメント
1	資料収集方針の見直し	牧之原市の産業や歴史、文化等、郷土にゆかりのある情報を積極的に収集できるようにし、また、各館で効率的な資料集が図れるよう方針を示す。	令和2年度に「資料収集方針」「資料選定基準」「資料除籍基準」「寄贈受入基準」を策定し、担当者に左右されることなく一定の基準のもとコレクションした。 それにより、蔵書総数のうち実用書や参考図書などくらしに役立つ資料の割合が増加した。 また、郷土に関する資料は 4,500 冊から 5,800 冊に増えた。
	A	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>単に選書や除籍の基準だけでなく、予算も含め収集計画を立ててほしい</li> <li>目標の記述と実施状況の記述にズレがある。</li> </ul>
2	くらしに役立つ蔵書の増加	各館5万冊、移動図書館1万冊を目標とし、趣味、教養以外に、専門的な図書についても蔵書を増やす。雑誌、新聞、電子等、提供できるコンテンツの種類も増やしていく。	<p>図書交流館は書庫を含め、目標である5万冊を達成した。榛原図書館は改修期間中に蔵書を増やし、目標に近づけていく。R5年度末に合計で約10万冊になる見込み。</p> <p>R4年度末蔵書数            図書交流館 51,218 冊 榛原図書館 33,158 冊            移動図書館 9,845 冊            合計 94,221 冊 (目標 11万冊に対し 86%)            雑誌タイトル 各館 14⇒図書交流館 120 に増加            新聞タイトル 各館 2⇒図書交流館 5 に増加</p>
	A	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の規模や財政力に対し、目標が低いのではないか</li> <li>アンケートでビジネスや多読(外国語)の要望があり、多様な収集をしてほしい</li> <li>蔵書数だけでなく廃棄、資料の入替を見据えた質も重要</li> </ul>

3	学校や他の図書館との連携	学校司書連絡会への図書館職員派遣。学校への団体貸出、学校司書が行う読書相談の支援を行う。また、静岡県立中央図書館の横断検索に加入し、他市町との相互貸借を進める。	<p>学校の調べ学習支援のための団体貸出しは、図書交流館開館の前後で比較すると約2倍に増えた。他市町への相互貸借はオンライン化されるまでは借りる一方だったが、他市への貸出も実施できるようになった。</p> <p>学校への団体貸出 R1 334冊 R4 714冊</p> <p>隔月開催の学校司書連絡会に図書館司書を派遣 学校図書館目録整備の支援</p> <p>相互貸借冊数（借受数/貸出数） R1 594/0 R4 245/235</p>
	A	A	・学校司書が常勤でないため、学校現場では調べ学習や新聞作成での学校図書館活用をしづらい
4	児童向けサービスのさらなる充実	図書ボランティア等と連携した取り組みを継続していく。また、平成19年に策定した「市子ども読書活動推進計画」の改訂を進め、現在の子どもが置かれている環境や、新たに図書館ができることを含め検討していく。	<p>小学生施設見学等で図書館の案内やおはなし会を実施し、一般来館者には子ども向けのイベントを実施した。「子ども読書活動推進計画」については、近隣市町の図書館に出向き、どのように計画の改訂を行ったのかヒアリングを実施し、今後本市で改訂を進める際の参考とする。</p> <p>【今後の課題】 「子ども読書活動推進計画」の改訂を進める。</p>
	C	C	<p>・忙しい中だと思いが、計画の改訂を進めてもらいたい</p> <p>・図書の充実が本に触れる一番の機会になる</p> <p>・「家庭」「学校」「地域」「図書館」の4本柱があり、自治体と読書の盛り上がりは図書館活動と連動する</p>

5	発見・驚きのある講座やイベントの開催	様々な年代の市民が学び、楽しめる講座やイベントを実施する。図書館単独だけでなく、関連する機関等との連携事業も開催する。市民の作品等を展示する機会を提供する。	館内の特集展示は毎月入替を行い、来館者が来るたびに新しい発見ができる工夫をした。講座やイベントは赤ちゃん向けから大人向けまで、多様な企画を行い、日常的に図書館を利用しない市民への来館動機につないだ。  講座・イベント開催数 R4 30種
	A	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くのイベントを開催している</li> <li>・図書館の利用増加につなげてほしい</li> </ul>
6	市民を支えるレファレンスサービスの充実	資料や情報を、求めている利用者に適切につなぐ手伝いをするレファレンスサービスについて広く周知する。窓口立つ図書館職員は、習熟度に合わせた研修に参加し、能力の向上に努める。	図書館の資料だけでは回答が難しい場合でも、市資料館や他市町の図書館等と連携して調査・回答を行った。子どもたちからは所蔵調査の問い合わせが多いが、なるべく待たせることなく類書も含めて案内している。  レファレンス回答数 R4 1,380件  【今後の課題】 利用者からの問い合わせに対し、職員ごとの知識、スキルにより回答にばらつきが見られるため、研修等により底上げを図りたい。
	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「レファレンス」が利用者に認知されていないのでは・利用に結びつけるためのパスファインダーの作成や、窓口表示の方法を検討をしてほしい・レファレンスツアーや体験イベント、動画でのPRを企画してみてもどうか</li> </ul>

7	移動図書館の運行と改善	図書館遠隔地に住む市民のために、充実した資料を保有した移動図書館車を配車する。巡回コースについては見直しを図る。	<p>図書館が遠い地域の住民へのサービスを厚くするため、市内 53 か所あったステーションのうち、主に図書館から近い場所を整理し、市内 31 か所のステーションに整理した。これにより、移動図書館車が留まることができる時間が長くなった。</p> <p>【今後の課題】 31 か所に整理したステーションの中には、利用がほとんどない場所もある。その理由を調べ利用を増やすための方策を検討していく。</p>
	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動図書館の運行と改善は大変なことだと思う</li> <li>・貸出の巡回だけでなく、地域のイベントに向くこともよい</li> <li>・他市では、閉架資料を公民館に貸し出す事例もある</li> </ul>
8	図書ボランティアへの支援	ボランティア活動室を設置し、活動しやすい環境を整え、適切なアドバイスができる職員を配置する。ボランティアの学習や団体の交流が図れるよう、研修会や講座を開催する。	<p>「よもーね！マキノハラ」を市民活動団体として組織化し、図書ボランティア同士がつながりを持って自発的なアイデアで読書推進活動を行える環境を整えた。また、図書館内で活動する「図書館サポーター」向けの研修を実施して職員といっしょに図書館づくりを進めている。</p>
	A	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧相良図書館に作品を取りに行くが、手続きが煩雑なので簡素化を望む</li> </ul>

9	質の高い職員研修の実施	県立図書館が行う外部の研修などに参加し、司書としての専門性を高める。館内研修も充実させる。	<p>毎月、第3金曜日の図書整理休館日に図書館サービス向上のためのミーティングを実施している。外部の図書館研修は、概ね2年に1度は図書館職員全員が参加できるようにし、より専門性を高めている。</p> <p>【今後の課題】 窓口業務委託により勤務する者は委託者側で研修を行うので、専門性の高い外部研修に派遣できる職員が限られている。</p>
	B	B	
10	専門的サービスを補償する人員体制の確保	専任館長の設置と司書資格を有する職員を確保し、安定した図書館サービスを提供する。運営の根幹業務は教育委員会が直接管理し。臨時職員等の業務についても正規職員が指導、管理する。	<p>令和2年度まで「社会教育課社会教育係」の職員が図書館業務を行っていたが、令和3年度から新たに「図書係」を創設した。</p> <p>令和5年度現在、図書館の規模が小さいことから、県内同規模自治体と比べても少ない職員数で図書館を運営している。</p> <p>【今後の課題】 図書館サービスを統括する「図書館長」と事務をまとめる「係長」にそれぞれ専任職員を配置できるよう検討する。</p>
	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内図書館の統計から見ても人員体制が十分とは言えない</li> <li>・専任館長については協議会から要望し、設置した経緯がある</li> <li>・今回の評価範囲ではないが、特に次年度の新館開館時は体制の見直しをお願いしたい</li> </ul>

## 2 であいを創る交流・憩いの場 【環境の整備とスペースの確保】

No.	基本計画	目標	実施状況
	自己評価	外部評価	外部評価コメント
1	ユニバーサルデザインの推進	通路幅の確保、傾斜がなく滑りにくい床面等整備し、車椅子やベビーカーでも利用しやすくする。サインやトイレも工夫し、お年寄りや外国人にも配慮する。	図書交流館は館内に段差がなく、車椅子が通れる通路幅を確保した。サインはピクトグラムを使い、窓口カウンターには拡大鏡や筆談ボードを設置した。榛原図書館の改修においても同様の配慮を行う。
	A	A	
2	居心地のよい閲覧スペース	図書を読むエリアと雑誌や新聞を読むエリアを区分する。長時間座っていられるよう、イスやテーブルなどの家具にも留意する。	図書交流館は 80 の席数があり、新聞・雑誌コーナーを設け、利用するシーンによって区分できるようにした。榛原の新館でも、新聞を広げて読める設計を組んでいる。
	A	A	
3	親子で楽しめる読み聞かせスペース	靴を脱いでゆっくりと滞在できるスペースを作る。その場所を使っておはなし会を開催する。	図書交流館の読み聞かせスペースは、絵本等を楽しむ家族連れが多く見られる。榛原新館にも読み聞かせコーナーを設置する予定。
	A	A	
4	自分と向き合う学習スペース	落ち着いて学習ができるよう、閲覧スペースとは別に学習席を設ける。	図書交流館には壁で囲まれた 23 席の学習室があり、交流スペースに比べ音が静かで集中しやすくしている。榛原新館にも約 30 席の独立した学習室を設置する。
	A	A	



5	であいを創 る交流ス ペース	雑談を楽しめて交流が広がるスペースや、飲食のできる席を設置する。また、企画展示や地域情報の発信、文化活動の展示ギャラリーが行える空間を作る。	図書交流館には「交流・談話エリア」があり、飲み物や会話を楽しむことができる。榛原新館はエントランスから図書館入口にかけて開放感のあるつくりとし、屋外にも交流や待ち合わせできるパーゴラを設置する予定。
	A	A	
6	ボランティア 活動ス ペース	図書ボランティアが打合せや読み聞かせの練習をしたり、おはなし会の道具を保管する場所を設ける。	旧相良図書館を図書ボランティアが打合せ等に利用できるようにテーブル、椅子を設置した。榛原新館では図書館内に空き部屋がないことから、文化センターの貸館が空いている時に利用できるよう配慮する。  【今後の課題】 旧相良図書館は書庫として使っていて手狭であるが、打合せスペースはこれからも確保する。榛原文化センターにおいては、貸館利用者に影響が出ない範囲での図書ボランティアの利用について、一定のルールを決める。
	B	B	・スペースを確保してほしい ・気持ちよく活動できるよう、ボランティアとともに考えてもらいたい
7	資料を保存 する書庫 スペース	書架に入らない資料を保管するスペースを確保する。特に郷土資料等は将来にわたって安全に保存できるよう留意する。	図書交流館内にある4,000冊の書庫に加え、旧相良図書館を15,000冊収納できる書庫とした。榛原新館でも、10,000冊収納できる書庫を設置する。
	A	A	

8	作業しやすい事務スペース	図書の修理・装備や資料の保管をする事務スペースを作る。個人情報を含む電話連絡をするため、分けられた部屋を確保する。	<p>図書交流館に6席の事務室と、図書の装備等を行う4席の作業室がある。榛原新館には4席の事務室を設置する。</p> <p>【今後の課題】 榛原の事務室は面積に余裕がないため、2階の事務室で作業を行うなど、柔軟に対応する。</p>
	B	B	<p>図書交流館に6席の事務室と、図書の装備等を行う4席の作業室がある。榛原新館には4席の事務室を設置する。</p> <p>【今後の課題】 榛原の事務室は面積に余裕がないため、2階の事務室で作業を行うなど、柔軟に対応する。</p>

### 3 あなたと図書館をつなぐネットワーク 【図書館システムの構築】

No.	基本計画	目標	実施状況
	自己評価	外部評価	外部評価コメント
1	図書館オンラインシステムの導入	図書館オンラインシステムにより管理を行う。どの図書館からでも、市立図書館で登録した資料や利用者の情報をリアルタイムで共有する。	市立図書館を一元管理する図書館システムを導入した。導入にあたり、過去に誤った書誌情報で登録されていた資料を、正しいデータに書き換えた。
	A	A	
2	図書館におけるICTの活用	図書館HPを作成し、利用者が自宅にしながらパソコンやスマートフォンで本の検索や予約ができるようにする。調べものを補助するためのインターネット端末を設置する。	図書館内に設置した検索機(OPAC)や図書館HPから蔵書の検索ができるようにした。また、館内の資料にはICチップを貼付し、セルフ貸出機で利用者自身が貸出処理できるようにした。
	A	A	

3	多様な広報活動による情報発信	広報の仕方を工夫し、紙媒体だけでなく。図書館HPから新着図書の情報やイベントのお知らせを行う。	「広報まきのほら」には毎月図書館の情報を掲載している。図書館HPでのイベント告知や、市公式LINE等でも情報発信を行う。
	A	B	・レファレンスなど、図書館にできるサービスについて市民に認知されていない
4	返却を容易にするブックポストの設置	図書館休館日や閉館時間中にも図書の返却ができるブックポストを設置する。投函された資料は翌開館日にすみやかに返却処理を行う。	ミルキーウェイクエア、榛原文化センター敷地内にブックポストを設置。多くの利用者がポスト返却ができ、利便性が向上した。  ブックポスト返却数 R4 11,978冊
	A	A	
5	資料を届けるメールカーの運行	貸出館以外で返却された資料を所蔵館へ戻したり、予約された資料を受取館へ運ぶためのメールカーを定期的に運行する。	図書交流館と榛原図書館の荷物を公用車で運搬する。図書館職員が運搬するため、出勤人数によっては運搬が遅れることがあるが、二日に一度は運べるよう努めている。  【今後の課題】 利用者の利便性向上のため、すべての開館日で運搬が可能となる方法について検討する。
	B	B	

## 5 牧之原市立図書館資料収集方針及び選定に係る各基準

### 牧之原市立図書館資料収集方針

(目的)

第1条 この方針は、牧之原市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号）第2条に規定する事業を円滑に実施するため、牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、市民の知る自由を保障する機関として、市民の教育と文化の発展に寄与し、教養、調査研究、娯楽等に資する資料を組織的かつ系統的に収集する。

- 1 多様な、対立する意見や学説のあるものについては、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 2 著者の思想、宗教、党派にとらわれず、公正かつ自由な立場で収集を行うこととし、それらの事由により著作を排除することはしない。
- 3 図書館職員の個人的な関心や好みによる偏った選択をしない。
- 4 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制はしない。
- 5 この収集方針により収集した資料が、どのような思想や主張を持つものであっても、それを図書館及び図書館職員が支持することを意味するものではない。

(資料別収集方針)

第3条 基本方針に基づき下記に項目に留意して収集を行うものとする。分類別の選定基準については、別途定めるものとする。

#### 1 図書資料

- (1) 一般書は、市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基本的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。
- (2) 児童書は、子どもたちが本に親しみ、継続的に読書をする習慣をつけることや、思考力、判断力、表現力の成長に資する幅広い資料を収集する。

#### 2 逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び地元紙を収集するよう努め、専門紙、スポーツ紙、児童及び青少年向けの新聞等にも留意する。
- (2) 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、外国語雑誌、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。
- (3) 官報、県報は、継続的に収集する。

#### 3 郷土資料

- (1) 郷土にゆかりのある著者の作品や行政資料のほか、郷土に関する歴史、地理、

自然、産業等、幅広い分野の資料を収集する。

- (2) 資料的価値の認められるものについては、図書以外にも、パンフレットやリーフレット類、視聴覚資料等、幅広い形態の資料を収集する。

#### 4 福祉資料

視聴覚障害者等の利用に供するため、点字資料や大活字本の収集をし、録音資料の収集についても努めることとする。

#### 5 視聴覚資料

- (1) 収集の範囲は、録音資料はCD、映像資料はDVDを中心に収集する。
- (2) 郷土にゆかりのある資料や利用者の調査、研究及び教養の助けとなる資料を優先して収集する。
- (3) 映像資料は著作権処理の済んだものを収集する。

(資料の選定)

#### 第4条

- 1 収集資料の選定は、この方針に基づき図書館職員が行い、図書館長が決定する。
- 2 各図書館は、その施設の規模、地域性に応じた蔵書構成に留意し、牧之原市立図書館として体系的な資料の充実を図るものとする。

(寄贈資料の収集)

#### 第5条

- 1 資料の収集は寄贈も活用し、その場合についてもこの方針を準用する。
- 2 資料的価値の高いもの、保存状態、出版年等を考慮して選択して収集する。ただし、原則としてその扱いを図書館に一任することを条件に受け入れる。

#### 附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。

## 牧之原市立図書館資料選定基準

### (目的)

第1条 この基準は、牧之原市立図書館資料収集方針に基づき、資料選定にあたって具体的基準を定めるものである。

### (分類別基準)

#### 第2条

##### 1 一般書

##### (1) 0類 総記

ア 情報科学・コンピューターに関する資料は、時代の動向や最新の情報に留意して選定する。

イ 図書館・読書・著作権・出版に関する資料など、図書館利用に役立つ資料は積極的に収集する。また、図書館サービスの向上に資するために、図書館の運営に役立つ資料も収集する。

ウ 雑著は他の分野に該当しない内容の資料が多くあるため、内容に留意し慎重に選定する。

##### (2) 1類 哲学

ア 哲学・思想に関する資料は、入門的から専門的まで幅広く収集し、主に思想家、哲学者及び古典書、解説書、研究書を収集する。

イ 心理学に関する資料は、実用的なものを中心に、諸国の学者、資格に関するものも収集する。

ウ 心霊研究・易占に関する資料は、より正確な資料を選定し、利用の多いものを収集する。

エ 人生訓は一般の関心が高いが、出版点数が多いため内容に注意して収集する。

オ 宗教に関する資料は、特定の宗教に偏ることなく、客観的な立場で選定する。

##### (3) 2類 歴史

ア 歴史に関する資料は、特定の歴史観に偏らないよう様々な観点に基づく資料を幅広く収集する。

イ 静岡県及び牧之原市に関わりの深い資料について積極的に収集する。また、牧之原市史料館との連携についても留意する。

ウ 伝記に関する資料は、各分野の評価の定まった人物について積極的に選定する。

エ 地図・旅行ガイドブックに関する資料は、最新の情報に留意し国内外の情報を提供できるよう選定する。

##### (4) 3類 社会科学

ア 社会情勢に関する資料は、日本を中心に世界各国の時事性のある資料や社会的に関心が高いと思われる資料を積極的に収集する。

イ 法律に関する資料は、各分野の基本的な資料を収集するよう努める。

ウ 経済・企業・経営に関する資料は、地域に見合った、住民のビジネス支援に役立つ実用書等を幅広く収集する。

エ 行政・地方自治に関する資料は、地方自治体の動向や政策、住民活動に関するものを収集するよう努める。

オ 福祉に関する資料は、高齢者福祉、児童福祉、社会福祉などについて、福祉に従事する者、福祉を受ける者とその家族にも役立つ資料を収集する。

カ 教育に関する資料は、社会的関心や時事性にも留意し、学校教育や社会教育など幅広く選定する。

キ 風俗習慣・民俗については日本各地のものを収集し、外国の主要なものにも留意する。

#### (5) 4類 自然科学

ア 科学に関する資料は、進歩の著しい分野であるため、最新の情報に留意し収集する。

イ 地学に関する資料は、近年各地で異常気象が多発していることや南海トラフ地震等の発生が予測されていることから、地域住民の関心が高いものを積極的に収集する。

ウ 生物学は、写真や図など視覚的に情報が得られる資料に留意して収集する。

エ 医学に関する資料は、住民の身体・健康に深く関わる分野であるため、信頼性のある情報を慎重に選定し、最新情報への更新に努める。

#### (6) 5類 技術

ア 技術・工学に関する資料は、市内製造工業に関する資料を中心に、住民に役立つ資料を選定し、最新の技術にも留意して収集するよう努める。

イ 住宅建築はリフォーム等、関心の高い資料について需要を考慮し選定する。

ウ 手芸・料理に関する資料は、各世代の趣味・教養・生活に役立つ資料を積極的に収集し、イラストや写真が適度に記載されているなど、わかりやすい資料を選定する。

エ コンピュータ等に関する資料は、新しい技術やソフトウェア、ハードウェアに留意して選定する。

オ 育児に関する資料は、基本的な情報や話題性のあるものを選定し、育児をする住民の悩みや欲しい情報を提供できるよう積極的に収集する。

#### (7) 6類 産業

ア 当市に深く関わりのある産業については特に積極的に収集する。

イ 農林水産業・商業に関わる資料は、ビジネス支援に役立つものを積極的に収集し、時代の動向や最新の情報に留意して選定する。

ウ 園芸・飼育に関する資料は、基本的な資料を収集する。

#### (8) 7類 芸術

- ア 美術・芸術に関する資料は、主要な芸術家の作品集や美術全集など、受賞歴等の評価が定まったものを参考に選定し、作品の偏りが無いよう収集する。
- イ 写真の技術書は、入門的なものを中心に選定する。
- ウ 音楽・映画に関する資料は、各ジャンルの基本的資料や話題性のある物を幅広く収集するよう努める。一枚ものの楽譜は収集しない。
- エ スポーツに関する資料は、各競技のルールや実践方法など、基本的な資料を幅広く選定し、時事性や話題性にも留意する。
- オ ゲームに関する資料は、文化的な評論、研究書等を収集し、利用対象と期間が限定される攻略本は原則として収集しない。

(9) 8類 言語

- ア 日本語は、教養、学習、実用に役立つ基本的な資料を幅広く収集する。
- イ 外国語は、需要の多い言語に関する資料を中心に、発音、聞き取りを学習できるよう、CD付きのものなど、資料の形態に留意して収集する。
- ウ ビジネスマナー・挨拶などの実用書は、わかりやすく役立つ資料を選定する。

(10) 9類 文学

- ア 文学作品は、古典から現代まで評価の定まった資料を幅広く収集する。また、形態や出版社を変えて出版することが多いため、資料の情報を確認して収集する。資料価値が高いなどの理由を除き、所蔵のある資料の文庫化された資料等の購入は控える。
- イ 戯曲・詩歌は、代表的な古典や主要作品などを参考とし、基本的なものを収集する。
- ウ 小説・物語は、各賞の動向や話題性があるものに留意し選定する。
- エ 外国文学は、評価が定まっているものや話題性、受賞作品について選定する。

2 児童書

(1) E 絵本

- ア 子どもの成長を促す前向きなものなど、子どもの知的又は情緒的な経験を広げることができる作品を、発達段階に応じて網羅的に収集する。
- イ 子どもたちが理解できるよう、わかりやすく適切な絵や言葉で表現されているものを選定する。
- ウ 製本が頑丈なものなど、耐久性を考慮して選定する。
- エ ベストセラー本など評価の定まった資料の複本所蔵を含め、積極的に収集する。
- オ 赤ちゃん向けの絵本は、言葉のリズムやイラストがはっきり描かれているものを考慮し、親も子も安心して読むことができる資料を収集する。

(2) 9類 児童文学

- ア 子どもたちの知識や想像力を引き立て、作者の伝えたいことがわかるような物語を選定する。



- イ 日常生活について書かれているものと新しい発見が芽生える内容とのバランスを考慮し、幅広く収集する。
- (3) 0～8類 知識の本
- ア 情報が新しく、子どもにわかりやすい言葉で表現されているものを選定する。
  - イ 子どもの発達段階に応じて内容が適切なものを選定する。
  - ウ 子どもの興味を引きつけ、知識を身に付けることで、さらに社会の視野が広がる内容のものを収集するよう努める。
- (4) 紙芝居
- ア 各場面の絵と内容がふさわしく、次の場面への流れが自然体であるものを選定する。
  - イ 民話や童謡を中心に幅広く収集する。
- 3 逐次刊行物
- (1) 新聞
- ア 新聞は、国内の全国紙及び地元地方紙を収集するよう努め、専門紙や児童向けのものも必要に応じて収集するよう努める。
- (2) 雑誌
- ア 雑誌は、地域の生活スタイルや住民の欲しい情報を、速報性をもって提供できるよう収集する。
  - イ 児童及び青少年対象の雑誌も含め、各分野における基本的なものを中心に収集する。
- 4 郷土資料
- (1) 牧之原市に関する資料は、図書・雑誌・行政資料などを網羅的に収集する。
  - (2) 静岡県内に関する資料は、当市に関する内容が含まれるものを中心に、利用者のニーズに合わせて収集するよう努める。また、県内図書のうち、当市と関わりのない内容については、他の分類で所蔵をするのかを留意して収集する。
  - (3) 郷土資料は、歴史・文化・風土・地理・産業など、郷土の情報が含まれる内容のものを集約的に収集するよう努める。
  - (4) 新刊のみならず過去の資料にも目を配り、住民等からの寄贈受入も検討の上、収集する。
- 5 その他必要な資料
- (1) 参考図書
- ア 参考図書は、年鑑・百科事典など住民の調査研究に役立つ資料を収集するよう努める。
  - イ 定期的な出版される情報資料は、継続的な収集と保存に努める。
  - ウ 資料中の索引や文字配列等の使いやすさを考慮されているものを選定する。

(2) 福祉資料

福祉資料は、視聴覚障がい者だけではなく読書をするのが困難な利用者も対象であることを念頭に、利用者層に配慮して幅広い種別、分類の中から選定する。

(3) 外国語資料

ア 日本へ移住している外国人にも図書館に親しみを持ってもらえるよう、英語を中心に中国語やポルトガル語等にも留意し、資料を幅広く収集するよう努める。

イ 子ども向けの外国語資料については、外国人の子ども達の知識や想像力を育成できるような資料を収集する。

ウ 語学学習資料については、外国人が日本語を学習するための資料、日本人が外国語を学習するための資料を併せて収集するよう努める。

(4) 漫画

ア 漫画は、児童・青少年の利用が多く見込まれるため、視覚的効果が強い特性を持つことを考慮し、暴力や性表現、反社会的・非道徳的な内容は慎重に選定する。

イ 漫画のリクエストや相互貸借は原則として受付けない。ただし、利用者から要望があった場合は選定の参考として受付ける。

ウ 評価の定まったものや、各世代を代表するものを中心に選定する。

エ 人権侵害・差別的な表現が含まれるものはより慎重に選定し、それらが含まれるものは原則として所蔵しない。

オ その他、選定判断が困難なものは会議等で検討する。

(5) 視聴覚資料

ア 視聴覚資料は、既存の図書資料の収集傾向に十分留意し、必要に応じて収集するよう努める。

イ 視聴覚資料の購入は原則として行わない。

ウ 視聴覚資料のリクエストや相互貸借は原則として受付けない。

エ 収集の範囲は原則としてデジタル多用途ディスク（DVD）、コンパクトディスク（CD）とする。

オ 郷土・行政資料など、牧之原市に深く関わる資料は積極的に収集するよう努める。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。

## 牧之原市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、牧之原市立図書館を円滑に運営し、資料を適切に管理、維持するために必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 利用者にとって魅力ある蔵書構成を保持し、常に適切な利用価値のあるものを提供するため、資料の除籍を行う。

(除籍の対象資料)

第3条

1 不用資料

- (1) 時間の経過によって内容が古くなったもの。
- (2) 汚損又は破損が甚だしく修理不可能であるもの。
- (3) 出版当初からページ数が一部抜けているもの。
- (4) 保存年限を過ぎたもののうち利用的価値がなくなったもの。また、各分野の保存年限は下記のとおりとする。(保存年限は、資料受入後に経過した年数をいう。)

ア 一般書	10年
イ 児童書・紙芝居	10年
ウ 新聞	1年
エ 雑誌(スポンサー雑誌を含む)	2年
オ 参考図書	15年
カ 視聴覚資料	10年

2 亡失資料

- (1) 蔵書点検の結果不明が発覚し、その後引き続き3年以上所在不明のもの。
- (2) 汚損又は破損した資料で、絶版などやむを得ない理由により同一資料の確保が不可能であるもの。
- (3) 災害等の事故により亡失したもの。

(除籍の対象外資料)

第4条

次に掲げる資料は除籍の対象としない。

- 1 郷土資料は原則として除籍しない。ただし、資料的価値の低下、または複本がある場合は除籍することができる。
- 2 絶版などの理由により、入手困難であり資料的価値が認められるもの。
- 3 貴重資料など、特に保存価値があるもの。

(除籍の決定)

第5条 除籍資料は図書館職員が選定し、図書館長が決定をする。

(その他)

第6条 除籍した資料のうち、資料として利用できるものは公共施設などへ提供するなど有効活用を図る。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。

## 牧之原市立図書館寄贈資料受入基準

### (目的)

第1条 この基準は、「牧之原市立図書館資料収集方針」に基づき、牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 図書館の蔵書の増加を図り、知的資産の充実に資するため、資料の寄贈申出を受け付ける。

### (受入資料)

第3条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 「牧之原市立図書館資料選定基準」に準拠し、原則5年以内に発行されたもの。
- (2) 前号に該当しないが、リクエストが多い資料。
- (3) 牧之原市または静岡県に関わりの深い資料。
- (4) その他、館長が必要と認めた資料。

2 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした資料。
- (2) 汚損又は破損のひどいもの。書き込みがあるもの。
- (3) 百科事典・参考書・問題集・雑誌・新聞など。

### (受入の条件)

第4条 受領後の取り扱いについては、図書館に一任することを条件とし、図書館から個別の連絡は行わない。

### (その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

### 附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。